

電波法の一部を改正する法律案新旧対照条文

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無線局に関する情報の公表等）</p> <p>第二十五条 総務大臣は、免許をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。</p> <p>3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。</p> <p>（周波数割当計画）</p>	<p>（無線局の公示）</p> <p>二十五条 総務大臣は、免許をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局について、総務省令で定める事項を公示する。</p> <p>（周波数の公開）</p>

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てるこ  
とが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作  
成し、公衆の閲覧に供するとともに、これを公示しなければならな  
い。

- 2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲  
を明らかにするため、割り当てるのが可能である周波数ごとに、  
次に掲げる事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目  
的とするものを除く。）に係る周波数にあつては、第一号に掲げる事  
項）を記載するものとする。
  - 一 無線局の行う無線通信の態様
  - 二 無線局の目的
  - 三 周波数の使用に関する条件
  - 四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数である  
ときは、その旨

（電波の利用状況の調査等）

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てるこ  
とが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）及び  
割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供すると  
ともに、周波数割当計画については、これを公示しなければならな  
い。

2 （同上）

電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、  
おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、  
無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様そ  
他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令  
で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）  
を行うものとする。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間にお  
いて、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

3 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の  
発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事  
情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

4 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び前項の規定により評  
価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を  
公表するものとする。

5 総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作  
成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるとき  
は、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又  
は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することが

できる。

6 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めるところができる。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条の規定、包括免許人については第十条、第十七条、第十九条、第二十二条及び第二十三条の規定は、適用しない。

2 (略)

(無線設備の機器の検定)

第三十七条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条及び第二十五条の規定、包括免許人については第十六条、第十七条、第十九条、第二十二条及び第二十三条の規定は、適用しない。

2 (略)

(無線設備の機器の検定)

第三十七条 (同上)

一〇六（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号及び第二項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第一項（事業者の点検能力の認定）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条

一〇六（略）

七 総務省令で定める無線方位測定機

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号及び第二項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第一項（事業者の点検能力の認定）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を

件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の五第二項(第三十八条の十七第五項及び第百二条の十八第八項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七

含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の五第二項(第三十八条の十七第五項及び第百二条の十八第八項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、

条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十一条の三第四項（給付金の支給基準）、第七十二条第一項（検査）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）並びに第一百二条の十八第一項（測定器等）の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

二 第七条第三項又は第四項の規定により放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするとき、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）を作成し、又は変更しようとするとき、第二十六条の二第三項の規定により電波の有効利用の程度を評価しようとするとき及び第二十七条の十二第一項の開設指針を定め、又は変更しようとするとき。

三 四（略）

2（略）

（手数料の徴収）

第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十一条の三第四項（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）並びに第一百二条の十八第一項（測定器等）の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

二 第七条第三項又は第四項の規定により放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするとき、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）を作成し、又は変更しようとするとき及び第二十七条の十二第一項の開設指針を定め、又は変更しようとするとき。

三 四（略）

2（略）

（手数料の徴収）

第二百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、研究所が行う校正を受ける者にあつては研究所）に納めなければならない。

一～五（略）

六 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者

七（略）

八（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

十五（略）

十六（略）

第二百三条（同上）

一～五（略）

六（略）

七（略）

八（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

十五（略）



十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

2 (略)

第百十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処

する。

一 (略)

二 第二十六条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

2 (略)

第百十三条 (同上)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

十 (略)	十一 (略)	十二 (略)	十三 (略)	十四 (略)	十五 (略)	<p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p>	一 ～ 六 (略)	<p>七 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者</p>	八 (略)	九 (略)	十 (略)	十一 (略)
九 (略)	十 (略)	十一 (略)	十二 (略)	十三 (略)	十四 (略)	<p>第百十六条 (同上)</p>	一 ～ 六 (略)	七 (略)	八 (略)	九 (略)	十 (略)	